

仕様書

1. 事業の名称

韓国メディア及びインフルエンサー招聘業務

2. 事業の目的

本業務は、訪日意欲が高い韓国の訪日リピーター層に向けて、影響力のあるメディアやインフルエンサーを活用し、徳島県の観光情報発信を行うことで、知名度向上及び来訪意欲を喚起し、本県への誘客につなげることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4. 訴求対象・訴求内容

(1) ターゲット

- ・訪日経験者
- ・「食」「自然」及び「体験」に関心が高く、日本の地方部に関心を有する方

(2) 訴求コンテンツ

- ・徳島県内（東部・西部・南部）の主要な観光地
- ・徳島県の伝統文化や地域独自の体験、アドベンチャーツーリズム
- ・徳島県の地域ならではの食

5. 実施内容

訴求する対象や内容に留意のうえ、本業については、下記の手法を用いて実施する。また、招聘にかかる旅費、滞在経費、通訳等の一切の経費を負担すること。

(1) インフルエンサー招請

ア インフルエンサーの選定、監督等

ターゲットに対して影響力のあるインフルエンサーを複数名活用し、訴求コンテンツを中心として発信を行う。具体的には、インフルエンサーの選定、調整、招聘、滞在支援、活動支援、発信状況についての管理監督を行う。

イ 招聘インフルエンサーの詳細と成果指標の選定

プロフィール、選定意図、過去の発信内容、フォロワー数、フォロワー属性（性別、世代別など）、徳島での滞在日数、発信内容、想定リーチ数など、プロモーション効果が予想できる指標を可能な限り提案すること。

ウ 契約予定期間内での招聘が可能である確認がとれたインフルエンサーを提案すること。契約後に提案していたインフルエンサーが招聘不可となった場合、契約内容の見直しを行う場合がある。

※招聘するインフルエンサー、人数、発信回数、時期、内容等については、公募時の提案により決定する。

エ 招聘者のうち1名以上は、トップインフルエンサー（SNSフォロワー数100万人以上、もしくは、同程度の影響力を持つインフルエンサー）を含める。

また、日本や旅行、食等にかかる発信を行う者など、多くのターゲットにリーチできる多様な人選とすること。

※インフルエンサーの選定においては、フォロワー数やリーチ数のみにとらわれず、訴求コンテンツや業務との親和性に留意する。

オ インフルエンサーの制作した動画等については、一部は徳島県がプロモーションやセールス活動等で使用できるものとして提供すること。

(2) メディア招聘

ア メディア選定

インフルエンサーFAMに同行、もしくはインフルエンサーの発信内容を活用するなど、インフルエンサー招聘に付随し、さらなる情報拡散をはかれるメディアを招聘する。

イ 招聘メディアの詳細と成果指標の設定

メディアの内容や選定意図、露出効果が予想できる指標を明記すること。

※オンライン・オフラインなど、媒体の形式、媒体数は問わない。

※招聘するメディアや発信内容等については、公募時の提案により決定する。

(3) 観光パンフレット電子ブックの作成

ア 作成言語は、韓国語とする。

イ 徳島への来訪を促進させるようなタイトルを提案すること

ウ カラー両面、表紙2ページ及び本文10ページ程度とすること。

エ 掲載写真については、当事業において撮影したものを活用し、

各観光コンテンツの紹介については、メディア及びインフルエンサーの意見を反映したものとすること。

オ 韓国市場に対して、効果的なデザイン及びコンテンツ配置になるよう工夫すること。

カ デザイン（イラスト作成含む）、レイアウト、翻訳、ネイティブチェック、写真撮影、校正など成果品完成までに発生する費用については、受託者負担とすること。なお、発注者が保有するイラスト、写真データについては必要に応じ提供する。

キ 観光パンフレット電子ブック納品にあたっては、電子ブック形式、ai形式、pdf形式で納品を行うこと。その他の形式があれば提案すること。

また、撮り下ろした写真データも併せて納品すること。

ク 契約履行過程で生じた成果物、制作物、記事等の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は発注者に帰属する。

6. 進捗報告

- ・業務についての進捗報告は随時行うこと。
- ・業務実施後に、実施内容や成果について資料にまとめて報告を行うこと。

- ・ 報告内容について、委託者が不足と判断した場合には、修正を指示することがある。修正後の報告についても契約期間内に終わられるようにすること。

7. 報告書の作成

記録写真、掲載媒体の記録、PV数等の実績を含めた業務全体の報告書を作成すること。なお、撮影した記録写真等については、データ形式で納品し、発注者に対し納品データの使用权を認めること。

ア 提出期限

令和6年3月31日（日）

イ 提出先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県商工労働観光部 観光政策課インバウンド推進担当

電話 088-621-2337

E-mail kankouseisakuka@pref.tokushima.jp

ウ 部数

実施報告書（A4版カラー冊子）3部、電子媒体（データ可）1部

8. 業務実施にあたっての留意事項

- （1）委託業務の開始から終了までの間、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施を行うために、定期的に連絡調整を行うこと。
- （2）本契約業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの業務の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。
- （3）この業務委託により生じた著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利含む）については、原則として委託者に帰属させるものとする。
- （4）本業務に用いた資料及び計算根拠等は全て明確にしておき、当局からの要求があった場合は速やかに説明、報告できるようにしておくこと。
- （5）本業務の実施にあたり必要な手続き及び届出等（業務者への情報取得等）は受託者において行うものとする。
- （6）本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、処理すること。